

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市洪水ハザードマップ」によると、当商工会が立地する安佐南区伴東地区は50年に1回起こる大雨で、安川流域において1日の総雨量が265mmの降雨がある場合により、安川が氾濫した場合を想定している。

■広島市洪水ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html>

■洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■太田川河川事務所 HP

太田川水系洪水浸水想定区域図

<http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/bousai/flood2/flood2.html>

■広島県河川課 HP

平成27年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html>

(土砂災害：ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会は土砂災害警戒区域（土石流）となっている。また、当商工会地域の中でも、戸山エリアは山間部でもあるため多くが土砂災害警戒区域に指定されている。

■広島市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/2663.html>

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

(地震：地震防災マップ)

広島市に大きな影響を与えると想定される6つの地震の内、当商工会地域一帯は震度6強が想定される「五日市断層による地震」・「己斐-広島西緑断層帯による地震」と6弱が想定される「南海トラフ巨大地震」・「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震」・「広島湾-岩国沖断層帯による地震」と5強が想定される「岩国断層帯による地震」が予想されている。

■広島市地震被害想定報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17847.html>

■広島市地震防災マップの活用について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/484.html>

(その他)

平成30年7月豪雨災害においては、当商工会地域一帯は大きな被害は無かった。

(2) 商工業者の状況

1) 経済センサスからの事業所数

【表.1 沼田町商工会地域の商工業者数等】

商工業者数	969者（平成26年経済センサス）
小規模事業者数	710者（平成26年経済センサス）
商工業者の会員数	594者（令和2年9月30日現在）

2) 当会の会員における業種別の商工業者数

(表2) 令和2年9月30日現在

業種	商工業者等数
建設業	208
製造業	53
卸売業	8
小売業	74
飲食業	35
サービス業	111
その他	105
計	594

(3) これまでの取組

1) 広島市の取組

① 防災計画等の策定状況

- ・広島市危機管理計画

(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対策計画)

- ・広島市地域強靱化計画

② 防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施
- ・広島市総合防災訓練の実施
- ・区防災訓練の実施
- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

③ 防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者滞在者数のうち、避難所滞行者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2日目以降は、県や被災地外から調達することとする。

2) 当会の取り組み

① 平成30年7月豪雨災害時、事業者の災害情報の収集と災害対応窓口を設置。

※沼田町商工会エリアにおいては、道路の被災による物流の混乱はあったが豪雨自体による災害の相談は無かった。

② 令和元年8月の事務局長会議においてBCPマニュアルや災害発生時の研修に参加。

③ 令和元年10月に商工会BCPマニュアルの研修に参加。

- ④ 令和2年1月の正副会長会議において沼田町商工会BCPについて検討。
- ⑤ 令和2年6月に防災備品（飲料、防災グッズ等）を備蓄。
- ⑥ 令和2年8月に安佐地区5商工会で情報交換会をおこなう。
- ⑦ 令和2年9月1日の『防災の日』に、安佐南消防署沼田出張所へ勉強会を依頼、事務局で講習を受ける。
- ⑧ 広島県共済と連携した火災共済等の加入促進。

II. 課題

- ・地域内の災害リスクについての認識が不十分である。
- ・緊急時の取組については、緊急連絡網の整備等にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。
- ・当会の商工会BCPの策定、緊急時の事業者の被害状況を把握する方法および支援に向けた関係機関との連絡体制が構築できていない。
- ・保険・共済に対する助言を行うことができる経営指導員等職員が不足している。
- ・事業者による災害リスクの認識とそれに対応した保険の加入、BCPの策定等が進んでいない。

III. 目標

- ・地域の関係団体との災害時の対応の構築と小規模事業者の現状を把握する。
- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入者への加入促進や加入内容の見直し等を共済や保険会社と推進する。
- ・発災時における円滑な連絡体制を確保するため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確立する。
- ・事業所BCPの作成支援を行う。

【成果目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象事業者数	8	8	12	12	16
うちBCP作成事業者数	2	4	6	6	8

※経営指導員2名で、令和7年度目標が達成できる仕組み作りを5年間で取り組む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 令和3年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

近年多発する自然災害や事故・病気・感染症など日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・毎月の商工会だよりや広島市の広報、ホームページ、Facebook 等により、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等をおこなう。
- ・経営指導員の巡回時や事務所での経営相談時に、自然災害の状況やハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- ・事業者BCP（取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定推進による、災害リスクの意識化と効果的な訓練や準備等について指導及び助言をおこなう。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施設紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 沼田町商工会事業継続計画の作成

- ・当会は、自身の事業継続計画を作成し、商工会自体が被災した時も即時に地域小規模事業者の支援がおこなえるように備える。
- ・内容は別添「沼田町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」のとおり。

3) 関係団体等との連携

- ・広島市と日頃から情報共有できる体制を整えておく。また、近隣商工会（安古市町商工会・祇園町商工会）及び地域団体も同様の体制を目指す。
- ・広島県共済及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・第1期計画においては、役員や従業員10名以上の事業者を中心に、事業者BCP等の取り組みや状況の確認等、継続支援をおこなう。
- ・当会及び当市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【目標数値】

- ・指導員2名で、令和7年度目標が達成できる仕組み作りを5年間で取り組む。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP作成支援事業者数	2者以上	4者以上	6者以上	6者以上	8者以上
フォローアップ回数	8回以上	16回以上	24回以上	24回以上	32回以上

※フォローアップ回数＝BCP作成支援事業者数×4回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、各関係機関との連絡ルートの確認等をおこなう（訓練は「商工会事業継続計画[BCPマニュアル]」に沿って実施する）。

< 2. 発生時の対策 >

自然災害等による発災時には、自身の安全確保及び人命救助が第一優先である。その上で、BCPマニュアルを基に下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

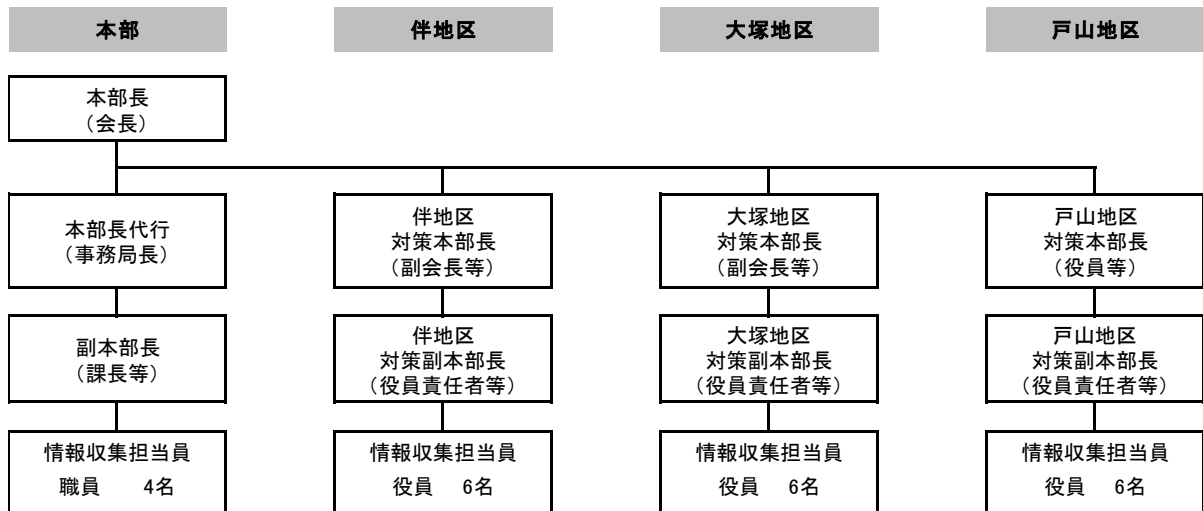
1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後当日中に職員の安否確認報告をおこなう。
- ② 沼田町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）に記載のとおり、LINEWORKS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害・道路状況等）を当会と広島市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会と広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員の目視や災害情報など命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ② 職員全員が被災する等により応急対応できない場合の役割分担を決める。
- ③ 正副会長及び役員の方針は、出勤可能な職員が確認する。
- ④ 大まかな被害状況を 14 日以内で確認し、情報共有をおこなう。
- ⑤ 職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①LINEWORKS ②電話 ③メール等情報伝達をおこなう。

【災害対策本部の組織図及び連絡網】



(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の 10% 程度の事業所で、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等の比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業者で、床上浸水、建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1% 程度の事業所で、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、床上浸水、建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

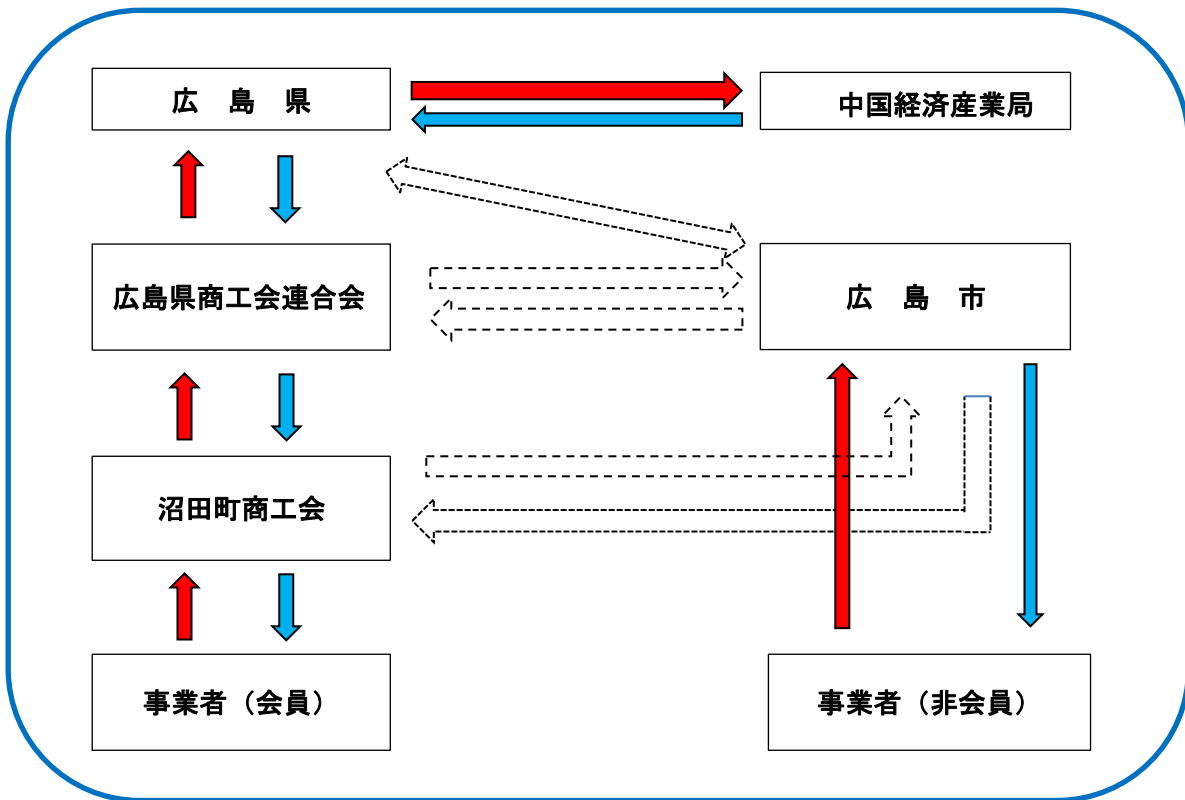
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑におこなうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と広島市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算出方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、広島市の商工担当部署へ情報共有をおこない、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有及び報告をおこなう



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法については、広島市と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県・広島市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援する。
- ・被災規模が大きく、沼田町商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等、広島県や広島市、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

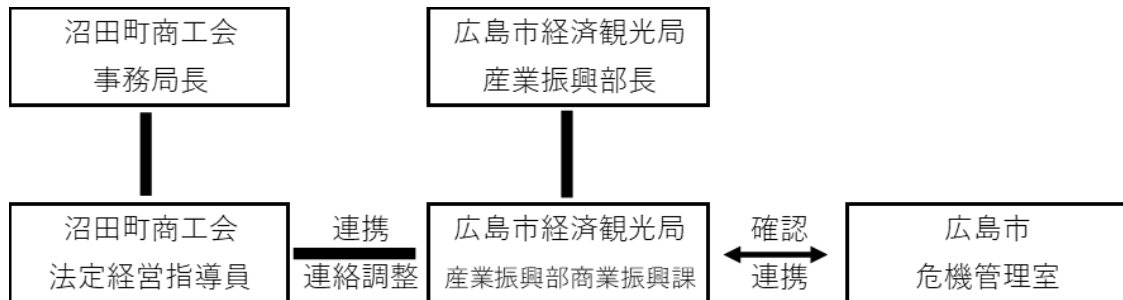
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年 1月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 中村 友則 (沼田町商工会 : TEL 082-848-2869)
経営指導員 上原 和也 (沼田町商工会 : TEL 082-848-2869)

2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等をおこなう

- ・本計画の具体的な取り組み企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (年1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

1) 商工会/商工会議所

沼田町商工会 経営支援課
〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴東4-18-6
TEL : 082-848-2869 / FAX : 082-848-2895
E-mail : numata@hint.or.jp

2) 関係市町

広島市 経済観光局 産業振興部 商業振興課
〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町1-6-34
TEL : 082-504-2236 / FAX:082-504-2259
E-mail : syogyo@city.hiroshima.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	410	480	480	480	480
専門家派遣費	70	140	140	140	140
委員会運営費	10	10	10	10	10
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成	100	100	100	100	100
チラシ配布郵送費	80	80	80	80	80
備蓄品等消耗品費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法	
①	広島県「小規模事業経営支援事業費補助金」
②	広島市「商工会運営補助金」
③	沼田町商工会 会費収入
④	特別賦課金、受託料
⑤	国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

